

多重債務などの 生活相談と心の健康相談

富良野保健所では、多重債務などの生活相談と、生活問題に関連する不眠や不安などの心の健康に関する相談事業を実施しています。

一人で悩まず、まずは相談して見ましょう。

相談日程 毎月第2木曜日 13:30～15:30

場 所 富良野保健所

(診察室および相談室)

担 当 者 司法書士、保健師

利用方法 完全予約制

(事前に予約が必要です。)

●問い合わせ先●

富良野保健所 ☎ 23 3161

連休中の診療体制について

	4月		5月				
	29日	30日	1日	2日	3日	4日	5日
幾寅診療所	← 休 診 →						
金山診療所							
落合診療所							
歯科診療所							

ケガ、急病の方は下記までご連絡願います。

	4月		5月				
	29日	30日	1日	2日	3日	4日	5日
9時～12時	金診	落診	金診	落診	金診	落診	金診

金山診療所 ☎ 54 2301 落合診療所 ☎ 53 2416

歯科診療所 ☎ 52 2452

産業課林務係からのお知らせ

現在、森林を所有されている方が立木を伐採し売り払いなどの処分をする場合には、森林法の定めにより必ず「伐採届」(正式には伐採及び伐採後の造林届出書)を町へ提出し、承認を受けなければ処分することができません。

もし、この「伐採届」の提出をしないまま立木を伐採し売り払いなどの処分をした場合は、森林法第207条に基づき罰金刑が課せられることとなります。(ただし、森林施業計画を樹立されている方は他の手続きが必要となります。)

また、立木を伐採し売り払いなどの処分をした場合には、森林法の定めにより継続した森林整備をしなければならないとされており、これが守られない場合にも罰金刑が課せられることもありますので、ご注意ください。

特にここ最近において、伐採を勧める悪質な仲買人業者が出回っていると聞いていますので、伐採を勧められても安易に契約などはせず、役場産業課林務係または南富良野町森林組合のいずれかに必ず連絡、相談いただくようお願いします。

お問い合わせ先

産業課林務係 ☎ 52 2178

南富良野町森林組合 ☎ 52 2130

「水資源の権利」と称する投資取引のトラブル!

公開株や社債、ファンドなど投資に関するトラブルが多発している中、「ある会社が販売している水資源の権利は銀行の利息よりも良いものなので買わないか」などと「水資源の権利」を購入すると配当が得られるという新たな投資取引に関するトラブルが発生しています。これらのトラブルでは、①「水資源の権利」と称する投資取引の内容が不明瞭であり、どのような仕組みで「配当」が発生しているのか明らかではなく、②販売会社とは別の業者が「権利を高値で買い取る」とあおるなどいわゆる劇場型の勧誘が目立つ、③「水資源の権利」を購入するためには「譲渡担保権」を申し込み、「社員券」が送られてくる場合があるがその契約内容が不明瞭である、といった特徴があります。不審な勧誘を受けたり契約をしてしまった場合は、早めに消費生活センターへ相談して下さい。

富良野市消費生活センター ☎ 23 3161

廃棄物の野焼き禁止について

廃棄物の野外焼却、いわゆる野焼きについては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において一部の例外を除き原則として禁止されており、違法な野焼きを行った方には5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれかまたは両方が科せられます。

野焼きの煙、すす、悪臭は周囲の方に迷惑をかけるだけでなく、空気の乾燥しやすい時期には火災を引き起こす危険性も無視できません。

なお、農業・林業を営むためにやむを得ないものとして廃棄物の焼却を行う場合は、事前に申請が必要となりますので、役場総務課防災係〔52 2112〕までご連絡願います。(野焼きは必要最小限とし、風向き・時間帯・周辺の環境などに十分配慮して焼却を行ってください。)

廃棄物の処理について不明な点は、役場建設課環境衛生係〔52 2179〕までお問い合わせください。